

静 情 審 第 2 8 号
平成22年11月29日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年6月23日付け医務第77号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

旅費に係る支出票兼支出負担行為何の部分開示決定に対する異議申立て
（諮問第168号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 22 年 5 月 31 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「以下の旅行に係る旅行命令簿、航空機利用証拠書類（ただし、航空機を利用した場合に利用に限る）、復命書（旅行者が記述した部分）、旅行のしおり等出張中の行程のわかる文書及び支出票兼支出負担行為伺並びに①の旅行に係るその他会計書類（旅行会社等と契約及び旅行命令によらない参加者に係る旅行経費に係る契約執行伺、支出負担行為伺、支出票）。①「ふじのくに 3776 友好訪中団」公式訪問団第一団に係る旅行 ②平成 22 年 5 月 19 日の医務課長及びその随行者 2 名に係る旅行（ただし、重複・共通する文書は除く。）」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求のうち②に係る部分については、請求に対する公文書として、「平成 22 年 5 月 19 日の健康福祉部医療健康局医務課長及びその随行者 2 名の旅行に係る次に掲げる書類 ①復命書（旅行者が記述した部分）②旅行命令簿 ③旅費に係る支出票兼支出負担行為伺」を特定し、平成 22 年 6 月 14 日、当該公文書の一部について、条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由で非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 22 年 6 月 17 日、異議申立人は、本件処分の一部を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 22 年 6 月 18 日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取り消し、上記 2 (2)③の「旅費に係る支出票兼支出負担行為伺」（以下「本件公文書」という。）における非開示部分のうち、「旅費支払いに係る委託業者の担当者名」の部分（以下「本件情報」という。）の開示を求めるといふものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関の意見書から、非開示とされた本件情報は、本件公文書処理した旅費支払いに係る委託業者の特定の担当者（以下「本件委託先職員」という。）が押印した印影と推測され、印影には通常、姓が表れているところ、姓のみで「特定の個人が識別され得るものであることは明らか」ということはできず、姓と他の情報を照合することで、特定の個人を識別することができる情報であるかを判断することとなる。
そして、当該委託業者の職員氏名は、一般には公開されておらず、印影である本件

情報が無条件で「一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによって相手方が識別できる情報」というべき情報でないことは明らかであり、条例第7条第2号に該当せず開示すべきである。

- (2) 仮に識別できるとしても、本件委託先職員が、文理解釈によって「公務員等」に該当しないかどうかだけで判断するのではなく、条例における原則開示の趣旨を踏まえ、その活動情報が公務員等の職務に関する情報と同視できるものである場合には、「公務員等」に準じる者と解釈すべきである。
- (3) そうであれば、本件情報は、本件委託先職員が、本件公文書である支出票兼支出負担行為伺という重要な公文書の作成過程において、真正を担保するという社会的責務を自覚して押印した印影の情報であり、その職務や地位の公的性格がうかがわれるから、公務員等の職務に関する情報と同視でき、公務員の職務遂行情報に準じる情報として特段の理由がない限り公開されるべきである。
- (4) なお、本件処分の「公文書部分開示決定通知書」において、本件情報の非開示に関する記載は、非開示情報が印影なのか姓のみなのか不明であり、加えて、姓のみであった場合の非開示理由の記載が不十分であり、公的性格がうかがわれるにもかかわらず非開示理由は具体的でないことから、本件処分は瑕疵ある行政処分として無効である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関では、旅費に係る支出票兼支出負担行為伺の書類は、委託業者において電算システムから出力し、それを委託業務の成果として提出させた上で、実施機関の職員が起案し、決裁を得ることとなっており、その際には、事務処理の誤りを防止し、委託契約の履行を的確かつ迅速に確認するため、当該委託業者の職員においても、内容を確認した上で、任意で欄外に押印することとしている。
- (2) このような取扱いに従って押印された本件情報は、条例第7条第2号の個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものであることは明らかであるから、それを開示するのか非開示とするのかの判断は、同号ただし書アからウまでに掲げられた情報に該当するか否かにより判断することとなる。そして、本件情報の内容、性質及び取扱いの実態から、同号ただし書ア及びイに該当しないことは明らかである。
- (3) また、本件委託先職員は、実施機関の職員への旅費の支給に係る電算システムの入出力等の事務を委託されている民間業者の被用者であることから、地方公務員その他の「公務員等」ではないため、同号ただし書ウにも該当しない。条例の趣旨は、個人情報情報は原則非開示とする立場であることから、「公務員等」の地位を有しない本件委託先職員の識別情報については、原則どおり非開示とするべきものである。以上から、本件情報は、同号ただし書に該当しないと認め、非開示としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容等について

本件公文書は、実施機関の職員の公務での出張に対して、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）に基づき、その旅行に要する費用としての旅費を支給するために、実施機関の職員が支出命令者の決裁を求めて起案した文書である。

本件公文書に記載されている内容は、起案者の氏名及び印影、支出命令者等の印影、件名（年度、旅行種別、旅行した職員の所属及び旅行月）、支払予定日、支出額、債主の氏名、口座振替先などの情報である。そして、欄外に、異議申立ての対象となった本件情報が記載されている。

なお、本件情報は、実施機関が意見書の中で「…担当者名を欄外に押印することとしている。」と述べていることから明らかなように、本件委託先職員が押印した印影の情報（姓のみ）である。

(2) 本件公文書の作成事務の民間委託について

実施機関では、旅費等に係る支出事務を集中的に行う部門（集中化推進課）が設置されており、当該部門では、業務の集中化とともにその事務の一部について民間業者への委託が行われている。当該部門の執務室は、実施機関の本庁舎内に設置され、室内では実施機関の正規職員及び非常勤職員並びに実施機関から旅費支払い等に係る事務の委託を受けた民間業者の職員（以下「委託先職員」という。）が事務に従事している。また、執務室の入口付近の通路には、正規職員等だけでなく委託先職員の名簿（座席表）も掲示されている。

委託先職員の業務の1つに、旅費支給のための帳票を作成する業務があり、本件公文書も、当該業務処理の一環で、本件委託先職員によって、その帳票が作成され、実施機関の正規職員が起案して決裁したものである。

(3) 条例第7条の非開示情報該当性について

実施機関は、本件情報が条例第7条第2号本文の非開示情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと主張しているため、以下検討する。

なお、同号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、同号ただし書により、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員

等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員（中略）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。」に該当する情報は、当該非開示情報から除く旨を規定している。また、同号ただし書ウの「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社（静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社）の役員及び職員をいうと定義されている。

ア 第2号本文の特定の個人が識別される情報であるかについて

まず、本件情報が、特定の個人を識別できる情報であるか否かを判断するに、本件情報は本件公文書を作成した本件委託先職員が押印した印影であり、姓のみが表れた情報であるが、「旅費支払いに係る委託業者の担当者名」であるとの本件処分における説明や、旅費支給事務等の委託業者の名称は実施機関のホームページで公表されているなど民間委託の状況が積極的に周知されていること、さらには、委託先職員の氏名が執務室の入口に案内用掲示として、実施機関の正規職員とともに座席表の形で掲示されているなどの事情を併せ考えれば、本件情報は特定の個人が識別され得る情報であると認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書に該当しないかについて

実施機関が、本件情報は条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないと判断していることに対し、異議申立人は、本件委託先職員の職務情報は、公務員等の職務に関する情報と同視することができ、公務員の職務遂行情報に準じる情報として、特段の理由がない限り公開されるべきである旨主張しており、当該主張は、本件情報が同号ただし書ウ又はアに該当するとの趣旨であると解される。

確かに、異議申立人が主張するように、実施機関の職員への旅費支給のための帳票を作成した本件委託先職員の職務は、公金の支出関係という一面公共性を備えた業務であるといえるものである。

しかしながら、条例は、「公務員等」については詳細な定義規定をおいていることから、その定義規定に該当しない者まで「公務員等」に含ませる趣旨であるとは直ちに解せないことや、同号ただし書ウには、公務員等以外の者であってもその職務の公共性から「公務員等」に準じて捉える場合を一般的に認めた規定がないこと、条例第3条で「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されていることから、条例第7条第2号ただし書で例外的に開示すべきとされている個人情報に「準じて」などとして、個人情報でありながら開示する範囲を広げて解釈することには相当の慎重さが要求されると解される。さらには、実施機関の旅費事務を処理する委託先職員を公務員とみなすような法令等もないことなどにかんがみれば、旅費支給のための帳票の作成という定型的作業のみを行っている委託先職員を、むやみに同号ただし書ウに規定する「公務員等」に準じて取り扱うような解釈はすべきでない。

なお、執務室入口付近の委託先職員の氏名を含んだ座席表は、案内用など職務上の便宜のため掲示されているが、そこで明らかにされているのは、各委託先職員がその執務室で事務に従事しているということまでであり、特定の旅費関係文書を取り扱った具体的な委託先職員の関係が明らかにされているわけではないことから、具体的職務を遂行する過程で表示された委託先職員名は公にすることが予定された情報であると認めることも適当でない。

また、本件情報が条例第7条第2号ただし書イに該当しないことは争われていないことも踏まえれば、以上から、本件情報が条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないという実施機関の判断は、妥当であると認められる。

(4) 本件情報を非開示とした本件処分の理由記載が適法であるかについて

異議申立人は、本件処分において、本件情報を非開示とした理由の記載が不十分であり、瑕疵ある行政処分として無効であるとも主張しているので、以下検討する。

実施機関は本件処分において、当該理由に係る記載として、「静岡県情報公開条例第7条第2号に該当」「旅費に係る支出票兼支出負担行為伺」「のうち、」「旅費支払いに係る委託業者の担当者名を開示することにより、特定の個人が識別される。」

「また、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。」と記述しているが、非開示とする条例上の根拠規定を示した上で、なぜその根拠規定（特定個人の識別情報）に当たるのかを記述した当該記載は、識別性との関連性が認められるものであり、理由を備えていない違法な処分とはいえない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 22 年 6 月 24 日	諮問を受け付けた。	
平成 22 年 6 月 30 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 7 月 13 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 9 月 27 日	審議	第 236 回
平成 22 年 10 月 25 日	審議	第 237 回
平成 22 年 11 月 29 日	審議（答申）	第 238 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 236 回～第 238 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 236 回、第 237 回
根 木 真 理 子	静岡大学教育学部 教授	第 236 回～第 238 回
望 月 律 子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 236 回～第 238 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 236 回～第 238 回
山 本 雅 昭	静岡大学法科大学院 教授	第 236 回、第 238 回